

### 3 教育・研究関係

ア 初等・中等教育

イ 高等教育

ウ 研究開発等

(3) 個別事項

ア 初等・中等教育

| 事項名                              | 措置内容   | 実施予定時期              |            |        |
|----------------------------------|--|---------------------|------------|--------|
|                                  |  | 平成13年度              | 平成14年度     | 平成15年度 |
| 学校外の教育施設における児童生徒の学習支援<br>(文部科学省) | 義務教育段階において、不登校児童生徒の学習支援のため、一定の要件を満たす民間事業者により設置運営される教育施設において行われる教育活動について、市町村教育委員会や学校長の判断により、学校との緩やかな連携の下で学校教育を補完するものとして扱うなど弾力的な運用を行うことについて早急に検討を行う。 | 検討                  | 検討<br>(結論) |        |
| 公立小・中・高等学校における通学区の弾力化<br>(文部科学省) | a いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促したり、通学区の運用に関する全国の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校の通学区の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に一層徹底する。                                      | 措置                  |            |        |
|                                  | b 公立高等学校の通学区の弾力化を進めるため、通学区を設定することを規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律を見直し、通学区の設定等を設置者である都道府県等の自主的な判断にゆだねる。<br>(第151回国会に関係法案提出)                                 | 措置<br>(法律案成立後公布・施行) |            |        |
| 学級編制と教職員配置の弾力化<br>(文部科学省)        | 各学校における学級編制や教職員配置を、教育委員会の判断により一層弾力的に行うことができるようにする。<br>(第151回国会に関係法案提出)   | 措置<br>(法律案成立後公布・施行) |            |        |
| 障害児の就学決定<br>(文部科学省)              | a 障害のある児童生徒の就学について、早期からの教育相談の充実や教育委員会の就学指導体制の整備充実を図るための方策について検討する。   | 検討                  | 検討<br>(結論) |        |
|                                  | b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・聾・養護学校に就学すべき基準について見直す。  | 措置                  |            |        |

| 事項名                       | 措置内容   | 実施予定時期              |        |            |
|---------------------------|--|---------------------|--------|------------|
|                           |  | 平成13年度              | 平成14年度 | 平成15年度     |
|                           | c 個々の障害の状態に応じた高性能の補助具や補助手段の活用、施設・設備の状況などにより学校生活に支障がなく、就学先で受ける教育がその児童生徒に適切であると判断される場合には、教育委員会の判断により普通学校への就学を認めることができるようにする。 | 措置                  |        |            |
| 小・中学校の設置基準の明確化<br>(文部科学省) | a 多彩な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討する。                                    | 検討<br>(結論)          |        |            |
|                           | b 私立学校における情報公開が積極的に行われるよう、各学校法人に対して十分に指導することが必要である旨、各都道府県に対して周知を行う。  | 措置                  |        |            |
| 習熟度別学習の導入<br>(文部科学省)      | a 学習の習熟度に差がつきやすい教科(算数(数学)や理科、英語など)について、児童生徒の学習内容の理解や習熟の程度に応じティームティーチングの活用等によりグループ別学習を行うといったことを積極的に進める。<br>(第151回国会に関係法案提出) | 措置<br>(法律案成立後公布・施行) |        |            |
|                           | b 学年を超えた習熟度別学習の実現可能性について検討する。  | 検討                  | 検討     | 検討<br>(結論) |
|                           | c 現在、物理と数学に限定されている高校2年生修了後に大学に入学することのできる飛び入学の認められる範囲を拡大する。<br>(第151回国会に関係法案提出)   | 措置                  |        |            |
| 学習指導要領の性格の周知<br>(文部科学省)   | 学習指導要領は教育課程編成上の最低基準としての性格を有しており、各学校における弾力的な取扱いを排除するものではないことについて、教育現場   | 検討<br>(結論)          |        |            |

| 事 項 名                     | 措 置 内 容  | 実施予定時期             |        |            |
|---------------------------|--|--------------------|--------|------------|
|                           |  | 平成13年度             | 平成14年度 | 平成15年度     |
|                           | や広く社会一般に対して十分な理解を得る方策を検討する。  |                    |        |            |
| 児童生徒に対する適切な指導<br>(文部科学省)  | 小・中学校における児童生徒の問題行動等への適切な対応のため、学校が問題を起こす児童生徒に対して行う出席停止制度について要件の明確化を図るための措置を講ずる。<br>(第151回国会に係る法案提出)   | 措置<br>(法律成立後公布・施行) |        |            |
| 高校卒業レベルの学力認定制度<br>(文部科学省) | 各種の資格試験等において、大学入学資格検定を高等学校卒業と同等に扱われるよう推進することと併せて、高等学校卒業段階における習熟度を客観的に評価するための学力評価基準や評価方法等の具体的な方策について検討を進め、高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討する。 | 検討                 | 検討     | 検討<br>(結論) |
| 公立学校教員の養成・採用<br>(文部科学省)   | a 個性豊かで多様な教員採用を進めている都道府県の取組の事例等について各都道府県に周知を図る。  | 措置                 |        |            |
|                           | b 社会的経験を有する人材を学校現場へ招致・活用するため特別免許状制度や特別非常勤講師制度について、その積極的な活用が図られるよう、各都道府県に対し制度の趣旨を周知するとともに、産業界からの協力について経済団体との情報交換を図る。                              | 措置                 |        |            |
| 公立学校教員の評価と処遇等<br>(文部科学省)  | a 各都道府県教育委員会等において行われている勤務評定の適切な実施を進め、教員の教科指導能力についての評価方法の工夫を一層進めるよう指導する。  | 措置                 |        |            |

| 事項名                                | 措置内容   | 実施予定時期             |            |        |
|------------------------------------|--|--------------------|------------|--------|
|                                    |  | 平成13年度             | 平成14年度     | 平成15年度 |
|                                    | <p>b 児童生徒に対する指導力が不足し、適格性が不十分な教員については、必要に応じ免職を含めた分限処分を的確に行うよう各都道府県教育委員会等を指導するとともに、教員以外の職へ円滑に異動させるための仕組みを取り入れる。<br/>(第151回国会に関係法案提出)</p>           | 措置<br>(法律成立後公布・施行) |            |        |
|                                    | <p>c 勤務評定の結果を処遇面に反映させ、教科指導力に優れ勤務成績が優秀な者については、特別昇給や勤勉手当等の処遇面においても適切な措置がなされるよう、都道府県教育委員会等を指導する。</p>  | 措置                 |            |        |
| 公立学校教員のキャリアディベロップメントの充実<br>(文部科学省) | <p>a 公立学校において、それぞれの教員のキャリアディベロップメントを促進する観点からも、教員に対する評価やその結果の活用を進めるよう検討する。</p>  | 検討<br>(一審議)        | 検討<br>(結論) |        |
|                                    | <p>b 民間企業、行政機関、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等へ教員を派遣して行う長期社会体験研修の機会充実のための方策を講ずる。<br/>また、円滑な民間企業への派遣を進められるよう、各地域における経済団体等との情報交換の積極的な実施についてもその必要性を周知する。</p> | 措置                 |            |        |
| 校長のリーダーシップの強化とその評価<br>(文部科学省)      | <p>a 校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくため、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について定めた学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を指導する。</p>                               | 措置                 |            |        |
|                                    | <p>b 校長の在職期間の長期化や適切な評価に基づく降任や配置転換も含めた処遇など校長の人事異動</p>   | 措置                 |            |        |

| 事項名                              | 措置内容   | 実施予定時期              |            |        |
|----------------------------------|--|---------------------|------------|--------|
|                                  |  | 平成13年度              | 平成14年度     | 平成15年度 |
|                                  | の在り方の見直しについても、各都道府県教育委員会等を指導する。  |                     |            |        |
| 条件付採用制度の運用改善<br>(文部科学省)          | 条件付採用期間中の評価結果に基づいて、教員としての能力や適性等を判断の上、必要な場合には分限処分を行うことなど条件付採用制度の一層の運用の改善を図るよう各都道府県教育委員会等を指導する。  | 措置                  |            |        |
| 教育委員会の組織運営の活性化<br>(文部科学省)        | 教育委員会の委員の構成について、親の参加や年齢、性別などの多様化を図る観点から措置を講ずるとともに、教育委員会の会議の原則公開について必要な措置を講ずる。<br>(第151回国会に係る法案提出)  | 措置<br>(法律案成立後公布・施行) |            |        |
| インターネット等を用いた学校情報の発信<br>(文部科学省)   | インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。  | 措置                  |            |        |
| 学校等における情報化の促進<br>(文部科学省)         | コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。 | 措置                  |            |        |
| インターネット等を用いた高等学校教育の促進<br>(文部科学省) | 高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。   | 検討                  | 検討<br>(結論) |        |

## イ 高等教育

| 事項名                            | 措置内容  | 実施予定時期           |            |            |
|--------------------------------|---|------------------|------------|------------|
|                                |   | 平成13年度           | 平成14年度     | 平成15年度     |
| インターネット等を用いた高等教育の促進<br>(文部科学省) | インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。                                 | 措置               |            |            |
| 大学院における通信制博士課程の設置<br>(文部科学省)   | 現在、大学学部及び大学院修士課程については、通信制課程を設置することが制度上可能となっているが、今後、社会人等の多様なニーズにこたえていくため、大学院博士課程においても通信制課程を設置することについて検討する。                             | 検討               | 検討<br>(結論) |            |
| 外国からの留学生に対する学位授与<br>(文部科学省)    | 大学評価・学位授与機構による大学評価の中で、学位授与への取組状況を評価項目の一つとして位置付けるとともに、同機構が行う評価項目を公表することなどを通じて、各大学の適切な点検評価項目の設定を促していくことにより、大学院の博士課程における学位授与を積極的に推進していく。 | 措置               |            |            |
| 大学の情報公開の促進<br>(文部科学省)          | a 私立大学について、その公共性にかんがみ、大学の責務としての財務状況の公開のために、その具体的な内容や方法等について平成13年度から検討を行う。   | 検討               | 検討<br>(結論) |            |
|                                | b 上記の公開を徹底させる方策について可能なものから順次実施する。   | 措置<br>(13年度以降順次) |            |            |
| 大学運営の自主性・自律性の向上<br>(文部科学省)     | a 大学の学部の収容定員の範囲内における学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、教育研究の質を確保しつつ大学の主体的な判断で機動的に行えるよう、届出制の導入を含め、現在の認可制を改める。このことについては、平成13年度中                      | 検討               | 検討         | 検討<br>(結論) |

| 事項名 | 措置内容   | 実施予定時期 |        |        |
|-----|--|--------|--------|--------|
|     |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|     | <p>に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理した上で平成15年までに結論を得るものとされている国立大学の独立行政法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。なお、これらについて検討する際には、情報公開や評価などの事後チェックが全体として実効的に機能するようにする方途についても併せて検討する。</p> |        |        |        |
|     | <p>b 国公立大学の講座等の組織編制を柔軟に行うことを可能とする方策を講ずる。<br/>(第151回国会に関係法案提出)</p>  | 措置     |        |        |

## ウ 研究開発等

| 事項名  | 措置内容   | 実施予定時期 |        |        |
|--|--|--------|--------|--------|
|  |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| <p>国立試験研究機関等の研究者の流動性向上<br/>(【人事院】)</p>             | <p>a 若手育成型任期付任用に関し、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関において、若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにするとともに一定の条件の下に再任もできるようにするなど、必要な措置を講ずる。また、その際には、業績、能力に応じた処遇を図れるよう改善を行う。<br/>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p> | 検討     |        |        |
| <p>(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> | <p>b 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、科学技術基本計画における任期制や公募制の活用等の検討を踏まえ、国立試験研究機関等がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定すること等を検討する。</p>   | 検討     |        |        |

| 事項名                                | 措置内容   | 実施予定時期         |            |        |
|------------------------------------|--|----------------|------------|--------|
|                                    |  | 平成13年度         | 平成14年度     | 平成15年度 |
| 国立大学の教官の流動性向上<br>(文部科学省)           | 任期付きで任用される教員について、実績、能力等を十分に反映した処遇の改善方を講ずることなどにより、任期制の進展のための条件整備を進めることを検討する。  | 検討             | 検討<br>(結論) |        |
| 研究者の資質向上のための機会の拡大<br>(【人事院】)       | 国立大学の教員、国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討する。<br>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)  | 検討             |            |        |
| 国立大学教官の発明に対するインセンティブの向上<br>(経済産業省) | 国立大学教官の発明に対するインセンティブを高める観点から、教官個人に対して支払われる発明補償金の支払限度額(600万円)の撤廃等運用の見直しについて資金手当ての在り方と併せて検討する。   | 検討             |            |        |
| 国有特許のTLO等への円滑な譲渡<br>(文部科学省)        | a 国有特許の活用を促進するためにTLO(Technology Licensing Organization: 技術移転機関)を積極的に活用する観点から、TLOが当該国有特許の効果的な移転を図り得る唯一の機関であると考えられる場合には、TLOへ随意契約により譲渡できることについて周知・徹底する。 | 措置             |            |        |
|                                    | b 国と民間企業との共同研究、国が民間企業から受託した研究の成果に係る国有分の特許権については、民間企業による研究成果の活用を促進する観点から、共同研究等の相手方の民間企業に対し、随意契約によって専用実施権の設定や特許権の譲渡ができることについて周知・徹底する。                  | 措置             |            |        |
| 委託開発事業に係る文部科学大臣の                   | 科学技術振興事業団が行う委託開発事業において個別課題ごとに必要とされている文部科学大臣の認  | 措置<br>(13年度以降) |            |        |

| 事 項 名             | 措 置 内 容   | 実施予定時期 |        |        |
|-------------------|---|--------|--------|--------|
|                   |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 認可等の廃止<br>(文部科学省) | 可及び関係大臣に対する協議や、研究開発成果の実施化(特許等の実施)に際しての文部科学大臣の認可及び関係大臣に対する協議を廃止する。 |        |        |        |